

水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案新旧対照条文
 ○ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章（略） 第一節（略） 第一節の二 水産動物の輸入防疫（第十三条の二―第十三条の五） 第二節―第四節（略） 第三章―第六章（略） 附則 第一節の二 水産動物の輸入防疫 （輸入の許可） 第十三条の二 輸入防疫対象疾病（持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）第二条第二項に規定する特定疾病に該当する水産動物の伝染性疾病その他の水産動物の伝染性疾病であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）にかかるとおそれのある水産動物であつて農林水産省令で定めるもの及びその容器包装（当該容器包装に入れられ、又は当該容器包装で包まれた物であつて当該水産動物でないものを含む。以下同じ。）を輸入しようとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、当該水産動物の種類及び数量、原産地、輸入の時期及び場所その他	目次 第一章（略） 第二章（略） 第一節（略） 第一節の二 水産動物の種苗の輸入防疫（第十三条の二） 第二節―第四節（略） 第三章―第六章（略） 附則 第一節の二 水産動物の種苗の輸入防疫 （輸入の許可） 第十三条の二 増殖又は養殖の用に供する水産動物（以下この条において「水産動物の種苗」という。）であつて農林水産省令で定めるもの及びその容器包装（当該容器包装に入れられ、又は当該容器包装で包まれた物であつて当該水産動物の種苗でないものを含む。第三項において同じ。）を輸入しようとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、当該水産動物の種苗の種類及び数量、原産地、輸入の時期及び場所

農林水産省令で定める事項を記載した申請書に、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果当該水産動物が輸入防疫対象疾病にかかっているおそれがないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添えて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る水産動物及びその容器包装が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしなければならない。

一 前項の検査証明書又はその写しにより輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがないと認められるとき。

二 次条第一項の規定による命令に係る措置が実施されることにより輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれなくなると認められるとき。

4 (略)

(許可に当たつての命令等)

第十三条の三 農林水産大臣は、前条第一項の許可の申請に係る水産動物及びその容器包装が、輸出国の事情その他の事情からみて、同条第二項の検査証明書又はその写しのみによつては輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがないとは認められないときは、同条第一項の許可をするに当たり、その申請をした者に対し、輸入防疫対象疾病の潜伏期間を考慮して農林水産省令で定める期間当該水産動物及びその容器包装を農林水産省令で定める方法により管理すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者は、同項の期間内に当該水産動物が輸入防疫対象疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見し

その他農林水産省令で定める事項を記載した申請書に、輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果当該水産動物の種苗が水産動物の種苗の伝染性疾病（農林水産省令で定めるものに限る。）にかかっているおそれがないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添えて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る水産動物の種苗及びその容器包装が前項の検査証明書又はその写しにより水産動物の種苗の伝染性疾病の病原体を広げるおそれがないと認めるときは、第一項の許可をしなければならない。

4 (略)

たときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の行う検査を受けなければならない。

- 3 前項の検査を受けた者は、その結果についての通知を受けるまでの間は、当該水産動物及びその容器包装を第一項の農林水産省令で定める方法により管理しなければならない。

（焼却等の命令）

- 第十三条の四 農林水産大臣は、前条第二項の検査の結果、第十三条の二第一項の許可の申請に係る水産動物が輸入防疫対象疾病にかかっていると認められるときは、当該水産動物又はその容器包装を所有し、又は管理する者に対し、当該水産動物又はその容器包装、いけすその他輸入防疫対象疾病の病原体が付着し、若しくは付着しているおそれのある物品の焼却、埋却、消毒その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告及び立入検査）

- 第十三条の五 農林水産大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、水産動物及びその容器包装を輸入しようとする者又は輸入した者その他の関係者に対し、これらの輸入に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事業場、事務所若しくは水産動物の管理に係る施設に立ち入り、水産動物、容器包装、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(工事の制限等)

第十八条 保護水面の区域(河川、指定土地又は港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第三項(港湾区域の定義)に規定する港湾区域若しくは同法第五十六条第一項(港湾区域の定めない港湾)に規定する水域(第五項において「港湾区域」と総称する。))に係る部分を除く。
。(内において、埋立て若しくはしゅんせつの工事又は水路、河川の流量若しくは水位の変更を来す工事をしようとする者は、政令の定めるところにより、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならない。)

26 (略)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の三第一項、第十三条の四又は第二十四条第一項の規定による命令に違反した者

二 第十三条の三第二項若しくは第三項又は第二十五条の規定に違反した者

三・四 (略)

第三十八条 第三十六条又は前条第二号(第二十五条に係る部分に限る。)

の場合において、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

(工事の制限等)

第十八条 保護水面の区域(河川、指定土地又は港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第三項(港湾区域の定義)に規定する港湾区域若しくは同法第五十六条第一項(港湾区域の定めない港湾)に規定する水域(以下第四項において「港湾区域」と総称する。))に係る部分を除く。
。(内において、埋立て若しくはしゅんせつの工事又は水路、河川の流量若しくは水位の変更をきたす工事をしようとする者は、政令の定めるところにより、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けなければならない。)

26 (略)

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役、五十万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

一・二 (略)

三 第二十四条第一項の規定による命令に違反した者
四 第二十五条の規定に違反した者

第三十八条 第三十六条又は前条第四号の場合において、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二・三 (略)

四 第三十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役、十万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

一・二 (略)

三 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

改 正 案	現 行
（特定疾病についての届出義務） 第七条の二 養殖業を行う者又はこれに従事する者は、その所有又は管理に係る養殖水産動植物が特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該養殖水産動植物の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。 2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事は、当該届出をした者に対し、当該養殖水産動植物について都道府県知事の行う検査を受けるべき旨を命ずることができる。 3 都道府県知事は、第一項の規定による届出に係る養殖水産動植物がかかり、又はかかっている疑いがある疾病が特定疾病であると認めるときその他特定疾病が発生したと認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するとともに、関係都道府県知事に通報しなければならない。 （養殖水産動植物の移動制限等） 第八条 都道府県知事は、特定疾病がまん延するおそれがあると認めるときは、そのまん延を防止するため必要な限度において、次の各号に掲げる命令をすることができる。 一 （略） 二 特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の焼却、埋却その他特定疾病の病原体の感染性を失わせる方法による処分を命ずること。	（特定疾病のまん延の防止） 第八条 都道府県知事は、特定疾病がまん延するおそれがあると認めるときは、そのまん延を防止するため必要な限度において、次の各号に掲げる命令をすることができる。 一 （略） 二 特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがある養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の焼却又は埋却を命ずること。

と。

三 特定疾病にかかるおそれのある養殖水産動植物（都道府県知事が指定する区域内に所在するものに限る。）を所有し、又は管理する者に対し、当該養殖水産動植物の移動を制限し、又は禁止すること。

四（略）

2・3（略）

（損失の補償）

第九条（略）

2・4（略）

5 前項の訴えにおいては、都道府県（漁業法第百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあっては、国、第十三条第三項において同じ。）を被告とする。

（検査、注射、薬浴又は投薬）

第九条の二 都道府県知事は、特定疾病のまん延を防止するため必要があるときは、養殖水産動植物を所有し、又は管理する者に対し、養殖水産動植物について都道府県知事の行う検査、注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨を命ずることができる。

2 第八条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（証明書の交付）

第九条の三 都道府県知事は、第七条の二第二項の規定による検査又は前条第一項の規定による検査、注射、薬浴若しくは投薬を受けた養殖水産動植物を所有し、又は管理する者から請求があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書を交付しなければならない。

三（略）

2・3（略）

（損失の補償）

第九条（略）

2・4（略）

5 前項の訴えにおいては、都道府県（漁業法第百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合にあっては、国以下同じ。）を被告とする。

(新疾病の発生の届出)

第十二条 都道府県知事は、新疾病（既に知られている伝染性疾病とその病状が明らかに異なる養殖水産動植物の疾病をいう。以下同じ。）が発生したと認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(魚類防疫員及び魚類防疫協力員)

第十三条 都道府県知事は、この法律に規定する養殖水産動植物の伝染性疾病の予防の事務に従事させるため、その職員のうちから、魚類防疫員を命ずるものとする。

2・3 (略)

(事務の区分)

第十五条の二 第七条の二、第八条第一項及び第二項（第九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項から第三項まで、第九条の二第二項並びに第九条の三の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条の二第一項の規定に違反した者
- 二 第七条の二第二項又は第八条第一項第二号若しくは第三号の規定による命令に違反した者

(特定疾病等の発生の届出)

第十二条 都道府県知事は、特定疾病又は新疾病（既に知られている伝染性疾病とその病状が明らかに異なる養殖水産動植物の疾病をいう。以下同じ。）が発生したと認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(魚類防疫員及び魚類防疫協力員)

第十三条 都道府県知事は、第十条第一項の規定による立入検査、質問及び集取並びに第十五条の規定による指導及び助言に関する事務のうち養殖水産動植物の伝染性疾病の予防に係るものを行わせるため、その職員のうちから、魚類防疫員を命ずるものとする。

2・3 (略)

(事務の区分)

第十五条の二 第八条第一項及び第二項並びに第九条第一項から第三項までの規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十八条 第八条第一項第二号の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第八条第一項第四号又は第九条の二第一項の規定による命令に違反した者 二・三 (略)	第十九条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第八条第一項第三号の規定による命令に違反した者 二・三 (略)
---	--

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）			別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）		
法律	事	務	法律	事	務
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）	第七條の二、第八條第一項及び第二項（第九條の二第二項において準用する場合を含む。） （、第九條第一項から第三項まで、第九條の二第一項並びに第九條の三の規定により都道府県が処理することとされている事務		持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）	第八條第一項及び第二項並びに第九條第一項から第三項までの規定により都道府県が処理することとされている事務	
（略）	（略）		（略）	（略）	